

## 労災による受診手続きのご案内

### 1. 労働者災害保険とは

労働者の働いている事業所が労働者災害保険（以下、労災保険）に加入している所では労働者の業務上または通勤上の負傷、疾病に対して労災保険が適用され自分で療養費（治療費など）を支払わなくとも治療が受けられます。

なお仕事上の負傷、疾病に対しては、健康保険では受診できません。（健康保険法第1条より）

### 2. 当院にお持ちいただく書類（当院は労災指定医院です）

労災保険を受ける方は、下記の書類で該当するものに必要事項をご記入の上、受付窓口までお持ちください。

✓	業務災害	✓	通勤災害
	初診 様式第5号(療養補償給付たる療養の給付請求書)		様式第16号の3(療養補償給付たる療養の給付請求書)
	再診 様式第6号(療養の給付を受ける指定病院等(変更)届)		様式第16号の4(療養の給付を受ける指定病院等(変更)届)

(1) 書類はできるだけ当月中にお持ちください。

●当院は書類を持参頂くまでは一旦お立替えをお願いしております(健康保険使用不可の為自費)  
書類持参後、ご返金致しますので領収証は保管願います。 10割

### 3. 院外処方箋をお持ちの方へ

当院は院外処方を行っているため、処方箋をお出しになった調剤薬局へも同様の書類を提出してください。ただし非指定薬局の場合、様式が異なりますのでご確認ください。

※但し、処方の有無によっては異なります。  
靴医の場合、初診病院で調剤薬局受診がなければ第5号の  
様式となります

### 4. その他

(1) 業務上、通勤による自動車事故については、労災保険と自動車損害賠償責任保険のどちらを優先するか決定してください。

住所、連絡先  
病院名

〒751-0806 下関市一の宮町三丁目11番3号  
医療法人社団 筒井整形外科クリニック  
TEL 083-263-3838